

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

宝くじの当せん金

Q: 私は、長年宝くじを買い続けていたか
いがあるが、念願の年末ジャンボに当たりました。
1等、前後賞合わせて1億3千万円です。
税金はかかるんですか。

A: おめでとうございます。

さて、気になる税金ですけど、宝くじの当せん金
は、その性格からすると、一時所得に分類されま
すが、「当せん金附証票法」という法律により、その
当せん金は非課税とされています。

したがって、あなたが手にした1億3千万円は、まる
まる使えることになります。

参考までに、歳末の福引きで商品や賞金をもら
った場合は一時所得として課税されています。

この場合、一時所得の計算をする上で、収入金額
に算入される金額は、その取得したものが金銭以外
の品物であるときは、その品物の通常の小売販売価
額（いわゆる現金正価）の60%相当額によって計算
されています。

一時所得の計算は次のようにします。

一時所得の金額

$$= \text{収入金額} - \text{費用の額} - \text{一時所得の特別控除}$$

したがって、福引きの場合には費用の額がありません
ので、福引きの商品や賞金と他の一時所得となる収入
金額を合わせたものが、一時所得の特別控除額50万
円までであれば税金はかかりません。

